明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法施行令の一部を改正する政令（一八）　三
○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令の一部を改正する政令（一九）　四
○内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令（二〇）　四
○消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二一）　六
○特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（二二）　七
○健康保険法施行令等の一部を改正する政令（二三）　七
○国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（二四）　八
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（二五）　一〇
○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二六）　一〇
○国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二七）　一七

〔府　令〕
○預託等取引に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一三）　一八

〔府令・省令〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　一九
○特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・経済産業二）　二五

〔省　令〕
○独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（経済産業七）　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法施行令の一部を改正する政令（政令第一八号）

（経済産業省）

1　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成一四年法律第九四号）第一九条の二第三項の規定による納付金の納付の手続等に関し必要な事項を定めることとした。（第一六条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令の一部を改正する政令（政令第一九号）（経済産業省）

1　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成一四年法律第一四五号）第一六条の六第三項の規定による納付金の納付の手続等に関し必要な事項を定めることとした。（第七条～第一五条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇号）（農林水産省）

1　届出養殖業の指定

内水面漁業の振興に関する法律（平成二六年法律第一〇三号）第二八条第一項の政令で定める養殖業を、陸地において営む養殖業であって、次のいずれにも該当するものとすることとした。（第二条関係）

㈠　食用の水産動植物（うなぎを除く。）を養殖するものであること。

㈡　次のいずれかに該当するものであること。

(1)　水質に変更を加えた水又は海水を養殖の用に供するもの

(2)　養殖の用に供した水を飼料の投与等によって生じた物質を除去することなく養殖場から排出するもの

2　施行期日等

㈠　この政令の施行の際現に届出養殖業を営んでいる者について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二一号）（消費者庁）

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第七二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和五年六月一日とすることとした。

◇特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二二号）（消費者庁）

一　特定商取引に関する法律施行令の一部改正関係

1　特定商取引に関する法律第二条第三項の政令で定める方法及び同法第二六条第七項第一号の政令で定める行為として、広告を新聞、雑誌その他の刊行物に掲載し、又はラジオ放送、テレビジョン放送若しくはウェブページ等を利用して、当該売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけることを要請すること等を追加することとした。（第二条、第一九条関係）

2　販売業者等が契約締結時等に交付する書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めることとした。（第四条、第八条～第一〇条、第一二条、第二六条、第三二条、第三五条関係）

3　その他所要の改正を行うこととした。

二　預託等取引に関する法律施行令の一部改正関係

1　預託等取引事業者が預託等取引契約の締結時等に交付する書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めることとした。（第三条関係）

2　その他所要の改正を行うこととした。